

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度について（令和4年7月時点）

状態

支援制度

制度詳細・お問合せ先

感染した方

<業務に起因する感染>
労災保険（※1）を申請できる場合があります

<業務外で感染>
傷病手当金（※2）を申請できる場合があります

（※1）労災保険
企業（お勤め先）を管轄する
労働基準監督署
又は京都労働局労災補償課
（075-241-3217）

（※2）傷病手当金
加入している健康保険の
保険者に問い合わせ

（※3）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
・「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター」
0120-221-276
・厚生労働省HP



（※4）小学校休業等対応助成金
・「小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター」
0120-876-187
・「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」（京都労働局 雇用環境・均等室）
075-275-8087
・厚生労働省HP



濃厚接触者・感染が疑われる方

企業からの指示がない自主的な休業

通常の病欠と同じ扱い（病気休暇制度の活用など）

企業から休業手当を受給（雇用調整助成金）

企業からの指示を受けて休業

企業から休業手当が受けられない

企業に支給を求める

それでも支給されない場合は
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（※3）の対象となる場合があります

※感染が判明した場合は、上記「感染した方」のフローが原則となります

感染などにより小学校などを休む子どもの世話を保護者として行うことが必要となった方

企業が有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた場合

企業から手当を受給（小学校休業等対応助成金）

企業から手当が受けられない

企業に支給を求める

それでも支給されない場合は、
小学校休業等対応助成金（※4）に関する特別相談窓口へ
〔新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請が可能となる場合があります〕